

スポーツ施設使用にあたっての厳守事項

【全施設共通】

○予約について

- ・公共施設予約システム（以下予約システムという）での予約は申請書の提出と同じ扱いとするため、仮予約の状態であってもキャンセルについては条例で決められている施設のみ可能とする。
- ・予約システムによる予約は高校生以上とする。
- ・予約システムによる使用申請は前日 16 時までとする。ただし、社会体育施設について、前日が休館日の場合はその前の営業日、学校体育施設について前日が土日祝日の場合はその前の平日とする。
- ・決められた期限までに使用料の支払いをすること。

○使用について

- ・使用時間を厳守する。（準備・片付けの時間も含む。）
- ・敷地内での喫煙はしない。
- ・屋内施設は、必ず室内専用シューズを持参着用すること。（武道施設を除く）
- ・施設設備、備品を使用する際には申請を行うこと。
- ・活動目的以外でコンセントの使用は禁止とし、自分たちが出したゴミは必ず持ち帰る。
- ・使用後は、（屋内施設）モップ・掃除機、（屋外施設）レーキ等で清掃・整備を行う。
- ・施設等を破損した場合は、速やかに連絡する。なお、使用者の責に帰すべき理由による破損の場合は、その賠償責任を負う。
- ・屋外施設については、グラウンドの状況で管理者が使用不能と判断した場合、現状復帰が難しい場合は使用を中止する。
- ・その他、施設管理者の指示に従い施設を使用する。

【学校体育施設】

- ・営利目的の使用は禁止する。
- ・自己都合による予約のキャンセルは不可とする。（使用せずとも使用料は還付されない。）
- ・鍵の受取は各鍵所管施設の開館日、開館時間に行う。閉館後の返却はポストに投函する。
- ・車は各施設決められた場所に駐車する。
- ・学校ごとに使用方法が異なるため、学校の指示・ルールに従って使用する。
- ・施設設備、備品は使用しない。（用具は基本持込。施設備品を使用する際には申請を行うこと。）

【社会体育施設】

○共通項目

- ・大会やイベント等専用で使用する場合、事前打ち合わせを行うこと。

○アメニティプラザ

- ・申請書提出後のキャンセルは不可とする。（使用せずとも使用料は還付されない。）

○その他の社会体育施設

- ・キャンセルは5日前までとし、それ以降は全額キャンセル料が発生する。

以上、上記の事項を守ることを条件に利用者登録をいたします。

なお、登録・申請内容に虚偽があった場合、厳守事項に従わない場合は、使用を中止させていただくことがございます。

湖西市教育委員会教育長 様

年 月 日

団 体 名

代表責任者

保護者自署

登録 ID